

## 市町村建設計画の策定にあたっての基本方針

### 1. 計画策定の目的

堺市及び美原町の合併に際し、両市町の住民に合併後の市の将来ビジョンを示すため、合併後の市の基本的なまちづくりプランとしての役割を果たす市町村建設計画を策定する。

### 2. 計画の位置付け

この計画は、美原町第3次総合計画を継承し、堺市総合計画「堺21世紀・未来デザイン」を踏まえるとともに、合併後の市が政令指定都市に移行し、関西圏全体の発展に貢献する拠点都市としての役割を果たすことを念頭に、美原町域に重点をおき、両市町域のまちづくりの基本方針と計画を定め、これを実現していくことにより、両市町の速やかな一体化と両市町域の均衡ある発展に寄与するとともに、住民福祉の一層の向上を図るものとする。

### 3. 計画の構成

この計画は、「まちづくりの基本方針」、それに基づく「まちづくり計画」及び「財政計画」で構成する。

### 4. 計画期間

「まちづくりの基本方針」は、長期的な視野に立ったものとし、「まちづくり計画」及び「財政計画」は、合併特例法等に基づく様々な財政支援措置を考慮し、各計画の実施期間は平成17年度から平成26年度までの10カ年とする。

### 5. 計画の対象区域及び策定方法

この計画の対象区域は両市町域とし、美原町域に重点をおく。  
将来の美原区の設置について検討する。

### 6. まちづくり計画における対象事業

まちづくり計画の対象事業は、原則として、以下の基準により選定されるハード及びソフト事業とし、大阪府等が事業主体となるものも含むものとする。

活力・求心力・魅力ある新たな拠点地の整備など、美原町第3次総合計画等に基づくまちづくりの一層の進捗を図る事業

広域基幹道路網や公共交通体系の整備など、合併後の市の一体性の速やかな確立を図るために行う事業

安心して快適な都市基盤や生活基盤の整備など、合併後の市の均衡ある発展に資するために行う事業

合併後のまちづくりを総合的かつ効果的に推進するために行う公共施設の統合整備事業

#### 7. 住民意向の反映等

計画の策定過程においては、両市町住民への情報提供を積極的に行い、パブリックコメントを実施するなど、その意向の把握と反映に努めるものとする。